



基安安発 0331 第7号  
基安労発 0331 第4号  
基安化発 0331 第3号  
令和5年3月31日

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安全課長  
労働衛生課長  
化学物質対策課長

令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業における死亡災害発生状況を見ると、令和4年の死亡者数（令和5年3月速報）は273人となっており前年同期の283人と比べ減少しているものの、全産業に占める割合は死亡者数758人のうち36.0%となるなど、依然として高い状況を継続しています。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく措置の的確な実施、自主的な安全衛生活動の促進等を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところですが、労働災害のなお一層の減少に向けて、労働災害防止対策を更に推進することが求められています。

このような中、2023年4月から2028年3月までの5年間を計画期間とする第14次労働災害防止計画（令和5年3月8日厚生労働省策定、令和5年3月27日公示）が策定されたところ、その初年度である令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項について別添のとおり定めましたので、別添を傘下の関係者等に御周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。